

# 「指定地域密着型介護老人福祉施設」

## 重要事項説明書

福山市熊野町乙甲1630番地  
地域密着型特別養護老人ホーム 悠芳苑

当施設は介護保険の指定を受けています。

当施設はご利用者に対して指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。要介護認定の結果「要介護1又は2」と認定された方でも特例入所に該当する場合には入所可能です。

### 1. 施設経営法人

- |          |                |
|----------|----------------|
| (1)法人名   | 社会福祉法人 啓喜会     |
| (2)法人所在地 | 福山市熊野町乙甲1630番地 |
| (3)電話番号  | 084-959-1250   |
| (4)代表者氏名 | 理事長 神原 浩       |
| (5)設立年月  | 昭和63年6月23日     |

## 2. ご利用施設

(1)施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設

(2)施設の目的

指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3)施設の名 称 地域密着型特別養護老人ホーム 悠芳苑

(4)施設の所在地 福山市熊野町乙甲1630

(5)電話番号 084-959-1250

(6)施設長(管理者) 神原 泰子

(7)開設年月 2005年4月1日

(8)入所定員 17人

## 3. 居室の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	15室	
夫婦部屋	1室	
合計	16室	
フロアー	2室	
浴室	2室	

※上記は、厚生省(現厚生労働省)が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設に必要な義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

## 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員の配置をしています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	配 置 人 数
1. 施設長(管理者)	1名
2. 介護職員	10名
3. 生活相談員	2名(兼務)
4. 看護職員	1名(兼務)
5. 計画担当介護支援専門員	1名(兼務)
6. 医師	嘱託医

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週月～金曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員
	早朝 7:30～16:30 2名
	日中 { 9:30～18:30 2名 10:00～19:00 2名
	夜間 16:30～ 9:30 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員
	日中 8:30～17:30 1名

☆土日は上記と異なります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- |  |
|--|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2)利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)※

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

### ①食 事

- ・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 : 7:50～ 昼食 : 11:50～ 夕食 : 18:00～

## ②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

## ③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

## ④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

## ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

下記利用料金は、介護保険給付費額の変更があった場合はそれに併せて変更になります。

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護1 6,250円	要介護2 6,910円	要介護3 7,620円	要介護4 8,280円	要介護5 8,940円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,625円	6,219円	6,858円	7,452円	8,046円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	625円	691円	762円	828円	894円

### ○該当の場合利用料負担となるもの (その他介護保険法による加算体制)

別紙に加算体制情報を参照

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

## ＜サービスの概要と利用料金＞

①居住費（滞在費） 1日／820円 ～ 1,700円

夫婦部屋 1日／820円 ～ 1,650円

②食費 1日／300円 ～ 1,380円

【①②は利用者負担限度額認定結果により異なります。】

### ③理容・美容

#### [理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス(調髪・顔剃り・洗髪)をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000円

### ④貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を  
保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き  
出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご  
利用者に交付します。

○利用料金：月額1,000円（事務管理料）

### ⑤レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます

○利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

### ⑥複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただく場合があります。

### ⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

別紙、料金表に掲げるとおりです。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑧ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院及び外泊時の移送サービスは無料で行います。

## ⑨契約書第21条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(下記の表は1日の利用料金)

単位 円

ご契約者の要介護度 料 金	要介護1 6, 250円	要介護2 6, 910円	要介護3 7, 620円	要介護4 8, 280円	要介護5 8, 940円
------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

食事加算金額 1, 380円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。  
その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (3)利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、口座振替手続きが完了するまでは、窓口での現金支払いとなります。口座振替手続き完了後は、月末を目安にご指定の口座より振替となります。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

また、下記口座へ振り込みでの支払いも対応しています。

広島銀行 福山瀬戸支店 普通預金 0134567

### (4)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 定和会 神原病院
所在地	福山市赤坂町赤坂1313
診療科	内科・外科・整形外科・消化器科・歯科

## 6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

(契約書第15条参照)

①要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立又は要支援と認定された場合

- ②要介護認定により、ご利用者の心身の状況が要介護1又は2と認定され、かつ、特例入所に該当しない場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

#### 特例入所該当要件

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全、安心の確保が困難であること
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

#### (1)ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の施設がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### (2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ ※利用者が病院等に入院された場合の対応について※(契約書第20条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合はその対応は、次の通りです。

#### ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

一日あたり 246円(2日目から6日目まで)

#### ②7日間以上3か月以内の入院の場合

7日以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。

但し、要介護3以上の方については契約を解除した場合であっても、3か月以内に退院される場合には再び当施設へ優先的に入所できるよう努めます。また、当施設が満室の場合でも短期入所介護(ショートステイ)を優先的に利用できるよう努めます。

#### ③3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

#### (3)円滑な退所のための援助(契約書第19条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介



## 7. 身元引受人

契約締結時に、身元引受人の届出書を提出していただきます。身元引受人は利用者の残置者引取人を兼ねていただきます。(契約書第22条参照)

## 8. 事故発生時の対応

直ちに応急措置をし、家族及び主治医へ連絡します。また、必要に応じ、事故内容・処置等の対応について市町村へ報告いたします。

事故原因を究明し再発防止策を行い、再発防止に努めます。

## 9. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)
特別養護老人ホーム 悠芳苑 副施設長
○受付時間
毎週月曜日～土曜日 電話番号
8:30～17:30 084-959-1250
また、お客様の声ボックスを施設内に設置しています。

### (2) 苦情受付担当者及び第三者委員

1. 苦情解決責任者
特別養護老人ホーム悠芳苑 施設長 神原 泰子
2. 苦情受付担当者
特別養護老人ホーム悠芳苑 副施設長 松浦 尚志
3. 第三者委員
佐藤 繁夫 電話番号 084-959-0012
占部 康正 電話番号 084-921-5655

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

福山市介護保険課	所在地	福山市東桜町3-5
	電話番号	084-928-1173
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	広島市中区東白島町19-23
	電話番号	082-554-0783
	受付時間	9:00～17:15
福山市社会福祉協議会	所在地	福山市三吉町南二丁目11-22
	電話番号	084-928-1330
	受付時間	8:30～17:15

平成 年 月 日

指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 悠芳苑

説明者職名 生活相談員 氏名 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型地域密着型介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 (印)

代理者住所

氏名 (印)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。